

# 橋田国際総合法律事務所 弁護士報酬規定

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

橋田国際総合法律事務所（以下「当事務所」）が受任する事件又は法律事務（以下「事件等」）の弁護士報酬基準を定めます。

### 第2条 (税込表示)

弁護士報酬の金額には10%の消費税額（取引に係る消費税額及び地方消費税額）が含まれます。

### 第3条 (弁護士報酬に関する主な用語の意味・内容)

法律相談料	法律相談（電話、メール、Zoom・Teams等のビデオ会議、LINE・Chatwork・Slack・Whatsapp・Messengerその他各種アプリによる相談を含む）の対価
着手金	事件等の受任時に受ける委任事務処理費
報酬金	事件等の終了時に受ける委任事務処理費
手数料	原則1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等の委任事務処理費
鑑定料	法律上の判断又は意見の表明の対価（「意見書作成料」も同様）
調査料	法律関係又は事実関係の調査・報告の対価
顧問料	契約によって継続的に行う助言等に対する費用
タイムチャージ	時間単価に委任事務処理に要した時間（移動時間を含む。）を乗じて算出される委任事務の対価
日当	委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によって拘束された場合の対価

### 第4条 (弁護士報酬の支払時期)

着手金は事件等の依頼時、報酬金は処理終了時に支払を受けます。その他の弁護士報酬は、本規定の定めに従い、本規定に特に定めのない時は、依頼者との協議により決定します。

### 第5条 (事件等の個数等)

- 1 弁護士報酬は1件毎に定めます。
- 2 裁判上の事件は審級（第1審、第2審、最終審）ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とします。但し、第3章における報酬金については、同一弁護士が引き続き上訴審を受任した場合、特に合意のない限り、最終審の報酬金においてのみこれを受けます。
- 3 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とします。

## 第2章 法律相談料等

### 第6条 (法律相談料)

- 1 法律相談料は、原則として次のとおりとします。

一般的な法律相談	30分 4,950円*
複雑事案に関する法律相談	30分 9,900円*

- 2 法律相談が営業時間（平日9時30分から17時30分まで）以外に行われる場合、又は海外法務に関する知見や英語の運用を伴う場合、前項に定める法律相談料は、50%までの範囲内で増額することができます。
- 3 出張相談（事務所以外の場所まで出向いて実施する法律相談）については、本条1の法律相談料に日当及び交通費実費を加算します。

### 第7条 (法律意見書)

- 1 鑑定料（法律意見書作成料）は、原則として11万円以上110万円以下とします。なお、意見書作成のための特別の書籍購入費、公的資料収集等の実費は依頼者の負担になります。
- 2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超過する額の鑑定料を受けることができます。

## 第3章 着手金及び報酬金に関する総則

### 第8条 (着手金及び報酬金)

【表1】

経済的利益(A)	着手金	報酬金
300万円以下	A×11%	A×16.5%
300万円超 3000万円以下	A×5.5%+165,000円	A×11%+165,000円
3000万円超 3億円以下	A×2.2%+1,155,000円	A×5.5%+1,815,000円
3億円超	A×1.1%+4,455,000円	A×3.3%+8,415,000円

1 着手金及び報酬金は、本規定及び個別の委任契約に特に定めのない限り、事件等の経済的利益を基準として【表1】に基づき算定します。

2 前項の着手金、報酬金は、事案の難易、要求度等により50%の範囲内で増減額することができます。

3 着手金及び報酬金は、原則として22万円を最低額とします。

### 第9条 (経済的利益—算定可能な場合)

経済的利益の額は、本規定に特に定めのない限り、原則として、次のとおり算定します。ただし、算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに大きいときは、または小さいときは、紛争の実態に相応するまで増減額することができます。

金銭債権	債権総額（利息、遅延損害金を含む）
将来の債権	債権総額から中間利息を控除した額
継続的給付債権	債権総額の10分の7。期間不定の場合、7年分
賃料増減額請求事件	増減額分の7年分
所有権	対象たる物の時価相当額
建物の所有権	建物の時価相当額に、敷地の時価の3分の1を加算した額
占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権	対象たる物の時価の2分の1と権利の時価のうち、高い方の金額
建物の占有権、賃借権及び使用借権	対象たる物の時価の2分の1に、敷地の時価の3分の1を加算した額
地役権	承役地の時価の2分の1
担保権	被担保債権額（担保物の時価が上限）
不動産登記手続請求事件	各不動産の権利等の種類に基づき、上記に準じた額
詐害行為取消請求事件	取消請求債権額。但し、取り消される法律行為の目的の価額を上限とする。
共有物分割請求事件	対象となる持分の時価相当額
遺産分割請求事件	対象となる相続分の時価相当額
遺留分減殺請求事件	対象となる遺留分の時価相当額
金銭債権についての民事執行事件	請求債権額（執行対象物件の時価が上限）

### 第10条 (経済的利益が算定不能な場合)

経済的利益の算定が困難な場合は、次のとおりとします。

個人間の生活上の非営利的な活動等に関する案件	500万円
通常の事案	1000万円

### 第11条 (示談交渉、調停及びADR)

- 1 示談交渉（裁判外の和解交渉）事件、調停事件、各種ADR（裁判外紛争解決手続）申立事件の着手金及び報酬金は、この規定に定めのない限り、それぞれ第8条の各規定を準用します。
- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件その他各種ADR事件を受任するときの着手金は、この規定に特に定めのない限り、第8条の規定により算定された額の2分の1とします。
- 3 前2項の着手金及び報酬金は、各22万円を最低額とします。

## 第4章 事件類型A（着手金・報酬金方式）

### 第12条（遺産分割事件）

- 遺産分割事件の着手金及び報酬金は、事件等の受任時に獲得目標となる遺産の価額が算定可能な場合は、第3章の第8条及び第9条の一般規定によるものとします。
- 事件等の受任時に獲得目標となる遺産の価額が算定不能の場合の着手金（基本料金）は原則として以下のとおりとします。

交渉事件の着手金	22万円
調停・審判事件の着手金	33万円
- 前項記載の交渉事件の着手金は、5時間分の委任事務処理（事案の調査、書面作成、電話・メール・面談対応）に対する対価とし、超過分については1時間につき22,000円とします。
- 第2項記載の調停・審判事件の着手金は、3期日分の委任事務処理（事案の調査、書面作成、期日出頭、電話・メール・面談対応）に対する対価とし、超過分については1期日につき33,000円の出廷日当を、その都度お支払いいただきます。
- 交渉から引き続き調停を受任するとき、調停から引き続き審判を受任するときの着手金は、第2項の規定による着手金の額の2分の1まで減額することができます。
- 第2項により着手金を定めた場合の遺産分割事件の報酬金は、【表2】のとおりとします。

【表2】

経済的利益の額（A）	弁護士報酬
300万円以下	(A)×27.5%（最低55万円）
300万円超3000万円以下	(A)×22%+16万5000円
3000万円超3億円以下	(A)×11%+264万円
3億円超	(A)×6.6%+1584万円

### 第13条（離婚事件）

- 離婚事件の着手金（基本費用）は、次のとおりとします。

離婚交渉事件・調停事件の着手金	22万円
離婚訴訟事件の着手金	33万円
- 離婚交渉事件の着手金は、5時間分の委任事務処理（事案の調査、書面作成、電話・メール・面談対応）に対する対価とし、超過分については1時間につき2万円とします。
- 離婚事件に婚姻費用、財産分与、慰謝料、養育費など財産給付を伴う場合は、財産給付の経済的利益の額を基準として、第8条の規定により算定した着手金を加算します。
- 離婚調停事件・審判事件は、着手金に加えて1期日につき5万円、離婚訴訟事件は1期日につき3万円の出廷日当を、その都度お支払いいただきます。当該日当には、各期日までに準備する書面等の作成に対する対価を含むものとします。
- 交渉から引き続き離婚調停を受任するとき、調停から引き続き離婚訴訟を受任するときの着手金は、本条第1項の規定による着手金の額の2分の1まで減額することができます。
- 離婚事件の報酬金は、次のとおりとします。

基礎報酬	33万円
親権	労力等に応じて、11万円から22万円
婚姻費用	経済的利益（最大2年分）の11%
養育費	経済的利益5年分の11%
慰謝料	経済的利益の16.5%
財産分与	経済的利益の16.5%
面会交流	労力等に応じて、11万円から22万円
年金分割	5万5000円

### 第14条（労働審判）

- 労働審判手続の着手金は、事案の内容、経済的利益の額を勘案し、33万円～110万円の範囲内で協議して定めます。

- 前項に加え、依頼者と協議の上、審判期日ごとに弁護士報酬を受けることができます。
- 調停成立又は審判により事件処理が終了したときは、解決の内容を勘案し、第1項の範囲内で、報酬金を協議して定めます。
- 労働審判に対して異議申立がなされ、又は、労働審判法第24条第1項の規定により労働審判手続が終了して、通常訴訟に移行したときは、労働審判の報酬金は発生せず、第8条の規定により通常訴訟の着手金、報酬金を別途算定します。

### 第15条（労働委員会における事件）

- 都道府県（又は中央）労働委員会における労働争議の調整事件（あっせん、調停、仲裁）又は不当労働行為救済申立事件の着手金は、事案の内容、経済的利益の額、申立て事項の多寡等を勘案し、1件につき33万円以上165万円以下の範囲内で、依頼者と協議して決定します。
- 事件が終了したときは、解決の内容を勘案し、前項の範囲内で、依頼者と協議して報酬金を定めます。
- 前2項に加え、依頼者と協議の上、調査期日又は審問期日ごとに弁護士報酬を受けることができます。

### 第16条（非事業者の倒産整理事件）

- 個人などの非事業者の破産、民事再生及び任意整理の着手金は次のとおりとします。但し、事案が複雑、煩雑である場合等には、依頼者の協議により増額します。

自己破産	264,000円
民事再生	319,000円 住宅資金特別条項を用いる場合、44,000円を加算
任意整理	債権者1名 55,000円 債権者複数 55,000円+33,000円×(債権者数-1)

- 前項の場合において、破産または民事再生の申立以外に裁判上の手続を要したとき、第8条の規定により算定した着手金と報酬金を加算します。
- 民事再生事件において、再生手続開始決定から民事再生手続が終了するまでの委任事務処理の対価として、依頼者との協議により、月額で定める弁護士報酬を受けることができます。
- 破産、民事再生及び任意整理の報酬金については、依頼者との協議により定めます。

### 第17条（事業者の倒産整理事件）

- 事業者の倒産整理事件の着手金は次のとおりとします。

自己破産、民事再生	495,000円～
特別清算	990,000円～
- 民事再生事件の報酬金は、第8条の規定を参考に、依頼者との協議により定めます。

### 第18条（事業者の任意整理事件）

- 事業者の任意整理事件の着手金は55万円以上とします。  
なお、事件の委任事務処理について、裁判上の手続を要したときは、第8条の規定により算定した額を加算します。
- 任意整理事件が終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」）を基準として、【表3】のとおり算定します。

【表3】

配当原資額（B）	成功報酬金
3000万円以下	(B)×5.5%
3000万円超3億円以下	(B)×3.3%+66万円
3億円超	(B)×1.1%+726万円

- 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了した場合の報酬金は、前項の規定を準用します。

### 第19条（事業承継、M&A）

- 事業承継の着手金及び報酬金は、事案の内容等を勘案し、33

万円～165万円の範囲内で、依頼者と協議して決定します。

- M&Aの弁護士報酬は、以下のとおり算定します。
  - 着手金 55万円～
  - 報酬金 譲渡企業の時価総資産額の5%程度
  - デューデリジェンス費用 55万円～

## 第20条 (刑事事件)

- 刑事事件の着手金及び報酬金は、次のとおりとします。
  - 事実に争いが無い事案や簡明な事件 各33万円～55万円
  - 重大、複雑な事件 依頼者との協議により定めます
- 被害者との示談交渉が必要な場合、着手金について11万～22万円を加算し、示談成立時に22万～55万円を加算します。
- 警察署、拘留所あるいは少年鑑別所に接見あるいは面会に向かう場合、交通費等の実費及び日当を請求することができます。
- 会社犯罪事件、業務上横領事件、脱税事件の着手金は、第8条の規定により算定された金額とします。
- 起訴前に受任した事件が起訴(公判請求)され、引き続いて起訴後の事件を受任するときは、重ねて着手金を受けます。
- 同一弁護士が引き続き刑事の上訴事件を受任する場合、又は、既に受任していた事件と同種の別件を受任する場合には、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。
- 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができます。
- 告訴・告発・検察審査会への申立等の着手金は、次のとおりとし、報酬金は、依頼者との協議により定めます。
  - 事案簡明な事件 11万円～33万円
  - 重大、複雑な事件 依頼者との協議により定めます。

## 第5章 事件類型B (手数料方式)

### 第21条 (国内の契約書及びこれに準ずる書類の作成等)

- 定型的な書類は、【表4】のとおりとします。

【表4】

経済的利益の額	弁護士報酬
1000万円未満	11万円～
1000万円以上1億円未満	33万円～
1億円以上	55万円～

- 非定型的な書類は、【表5】のとおりとします。但し、複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定めます。

【表5】

経済的利益の額 (A)	弁護士報酬
300万円以下	22万円
300万円超3000万円以下	(A)×1.1%+187,000円
3000万円超3億円以下	(A)×0.33%+380,000円
3億円超	(A)×0.11%+1,078,000円

- 公正証書を作成する場合は、55,000円を加算します。
- リーガルチェックのみの場合は、内容の難易、分量を勘案して、①第6章によりタイムチャージによる弁護士報酬を算定するか、②契約書1枚ごとの単価を定め、当該契約書の枚数を乗じて弁護士報酬を算定するものとします。

### 第22条 (国際的な契約書及びこれに準ずる書類の作成等)

- 英文契約書の作成、翻訳、リーガルチェックについては、内容の難易、分量を勘案して、①タイムチャージによる弁護士報酬を算定するか、②契約書1枚(A4用紙)ごとの単価を定め、当該契約書の枚数を乗じて弁護士報酬を算定するものとします。
  - ②の場合の単価は、5,500円以上66,000円以下とします。
- 裁判手続上の文書・証拠書類その他外国語を用いる法的書類、

公的文書、私的文書等の作成、翻訳及びリーガルチェックについても、前項のとおりとします。

- スピード納品(発注から48時間以内の納品)の場合は、依頼者と協議の上、50%～100%程度増額します。
- パスポート認証費用は、5,500円とします。
- 外国法人の資格証明取得費用は、55,000円～110,000円の範囲で、依頼者と協議の上定めます。

### 第23条 (裁判上の手数料)

手数料は、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次のとおり算定します。なお、経済的利益の額の算定については、第9条及び第10条の規定を準用します。

証拠保全	①一般的な場合：22万円+第8条の規定により算定された着手金の10%を加算した金額 ②特に複雑又は特殊な事情がある場合：依頼者との協議により定めます。 ③本案事件の着手金・報酬は別途算定します。
即決和解(文書作成も含む)	①示談交渉なし 22万円～ ②示談交渉あり 第8条による算定額
公示催告	即決和解の示談交渉なしの場合と同様
債権届出	55,000円
成年後見、保佐、補助開始決定申立	220,000円～
簡易な家事審判(相続放棄等)	55,000円～

### 第24条 (内容証明書作成)

内容証明書の作成は、次のとおりとします。

弁護士名の表示なし	33,000円～ 複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定めます。
弁護士名の表示あり	110,000円～ 第8条の規定による算定額を参考にし、依頼者との協議により定めます。

### 第25条 (遺言書作成)

- 遺言書作成料は、以下のとおりとします。

自筆証書遺言	①一般的な場合：11万円～ ②特に複雑な事情・特殊な要望がある場合：22万円～ 依頼者との協議により定めます。 ③動画付自筆証書遺言 33万円～
公正証書遺言 ※公証人報酬は別途	①一般的な場合：16万5000円～ ②特に複雑な事情・特殊な要望がある場合：27万5000円～ 依頼者との協議により定めます。 ③動画付自筆証書遺言 44万円～

- 特に複雑な事情・特殊な要望がある場合の基準となる額は、【表6】のとおりとします。

【表6】

遺産の額 (C)	弁護士報酬
1億円以下	22万円～110万円
1億円超5億円以下	(C)×1.1%
5億円超	(C)×0.65%+275万円

### 第26条 (遺言執行)

- 定型的な場合は【表7】のとおりとします。

【表7】

遺産の額 (C)	弁護士報酬
1000万円以下	33万円
1000万円超1億円以下	(C)×1.1%+22万円
1億円超5億円以下	(C)×0.65%+77万円
5億円超	(C)×0.22%+242万円

- 複雑又は特殊な事情がある場合は、相続人もしくは受遺者との協議により定めます。
- 遺言執行に裁判手続を要する場合は、上記金額とは別に、裁判手続に本規定に定める弁護士報酬を請求することができます。

## 第27条 (相続登記)

- 1 各種相続登記の基本料金は110,000円からとし、不動産の数、価格、管轄等により増額することができます。
- 2 登録免許税 (固定資産評価額の1,000分の4)、実費 (交通費、郵送費、謄本取得代等) は別途必要となります。

## 第28条 (株主総会等指導)

株主総会指導の弁護士報酬は、次のとおりとします。

一般的な場合	22万円
総会等準備も指導する場合	33万円

## 第29条 (団体交渉)

- 1 労働組合との団体交渉の立会いについては、本規定第6章に基づきタイムチャージにより弁護士報酬を受けるものとします。
- 2 団体交渉の指導は、1回のみの場合には11~33万円の範囲で依頼者との協議により定め、継続的に行う場合は、本規定第7章に基づき月額固定料として定めます。

## 第30条 (就業規則、社内規定の作成)

就業規則その他各種社内規定の作成は、文書の定型性、分量等を勘案して、55,000円~330,000円の範囲で定めます。

## 第31条 (法律関係調査)

法律関係調査は、原則として11万円以上55万円以下とします。但し、複雑な事案は、依頼者との協議により定めます。

## 第32条 (任意後見と財産管理・身上監護)

任意後見又は財産管理・身上監護の弁護士報酬の基準は、次のとおりとします。

基本的な事務の処理	月額5,500円~55,000円
収益不動産の管理等を行う場合	依頼者の利益及び弁護士の負担等を勘案して、依頼者との協議により定めます。

## 第33条 (会社設立)

会社設立支援は、次のとおりとします。

合同会社設立	11万円
株式会社設立	22万円

## 第6章 タイムチャージ方式

### 第34条 (タイムチャージ)

- 1 受任する事件等に関し、依頼者との協議により、1時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間 (移動に要する時間を含む。) を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができます。但し、別途着手金・報酬金を定めることを妨げるものではありません。
- 2 前項の単価は、1時間ごとに11,000円以上55,000円以下とし、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性等を考慮して定めます。
- 3 タイムチャージにより弁護士報酬を受けるときは、概算により、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができます。

## 第7章 月額固定料方式 (顧問料等)

### 第35条 (顧問料)

- 1 顧問料は、事業の規模、顧問契約に含まれるサービスの内容・提供の迅速性、優先度、その他の事情により、3つのプランを設定しており、それぞれの金額を次のとおりとします。

	Basic	Standard	Premium
個人 (非事業者)	5,500円	11,000円	33,000円
法人・個人事業主	33,000円	55,000円	110,000円

- 2 顧問契約の有効期間内に、顧問契約で定めた業務の範囲に含まれない事件を受託する場合、弁護士報酬を、協議の上、本規定により算出した金額よりも減額することができます。
- 3 顧問契約に基づく弁護士の業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談及びリーガルチェックとします。
- 4 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定します。

## 第36条 (公益通報、不正・コンプライアンス通報等窓口)

法人又は団体の公益通報、不正・コンプライアンス通報等の各種窓口の委託は、構成者数等を勘案して、各窓口毎に月額22,000円~55,000円の業務委託料を受けるものとします。

## 第37条 (継続費用)

一定期間の継続的な業務に対して、着手金及び報酬金、タイムチャージに代えて、あるいはそれらとともに、依頼者と協議の上、月額固定額の継続費用を毎月弁護士報酬として定めることができます。

## 第8章 日当

### 第38条 (日当)

- 1 日当は、次のとおりとします (非課税)。

半日 (往復2時間を超え4時間まで)	1万円~5万円
1日 (往復4時間を超える場合)	5万円~10万円

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。
- 3 宿泊を要する時及び海外出張の時は、依頼者との協議により定めます。
- 4 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当相当額を預かることができます。

## 第9章 実費等

### 第39条 (実費等の負担)

- 1 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料等の委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができます。
- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を無利息で預かることができます。

## 第10章 委任契約の清算

### 第40条 (委任契約の中途終了)

- 1 委任契約に基づく事件等の委任事務処理が中途終了したときは、委任事務処理の程度に応じて、弁護士は、合理的な報酬金を受けすることができます。
- 2 前項において、依頼者は、委任事務処理のために発生したすべての実費を支払うものとします。
- 3 委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、そのほか依頼者に責任があるときには、弁護士は、未受領の弁護士報酬の全部を請求することができます。

### 第41条 (事件等処理の中止等)

- 1 依頼者が着手金、弁護士費用又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときには、弁護士は事件等に着手せず、又はその処理を中止することができます。
- 2 前項の場合において、弁護士が相当期間の定めにおいて支払いを催告したにもかかわらず、依頼者が支払いを行わないときは、弁護士は委任契約を解除することができます。

(附 則) 本規定は、令和3年5月10日から施行します。

